

山梨県産科医確保臨床研修奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県内における産科・産婦人科医の確保を促進するため、予算の範囲内において、山梨県統一産婦人科専攻医研修プログラムを受ける産婦人科専攻医に対する奨励金を交付することに関し、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「山梨県統一産婦人科専攻医研修プログラム」（以下「研修プログラム」という。）とは、山梨県統一産婦人科専攻医研修プログラム管理委員会（以下「管理委員会」という。）が実施する研修をいう。

2 この要綱において「産婦人科専攻医」とは、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を修了した医師で研修プログラムを受ける者をいう。

(交付対象者)

第3条 山梨県産科医確保臨床研修奨励金（以下「奨励金」という。）の交付対象者は、産婦人科専攻医で管理委員会の推薦を受けた者とする。

(交付額)

第4条 奨励金の交付額は、年額60万円とし、研修プログラムを開始してから3年間を限度として交付するものとする。

2 事故、病気、出産などの研修プログラムの中断があった場合は、中断期間に応じて別表に定める率を乗じて得た額を交付するものとする。

3 死亡した場合又は事故等による後遺症により研修プログラムを受けることができなくなった場合は、研修プログラムを受けた月数に応じた額を交付するものとする。ただし、研修プログラムを受けた期間が3箇月以下の場合は、奨励金は交付しない。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に知事が定める日までに産科医確保臨床研修奨励金交付申請書（様式第1号）に、管理委員会からの推薦及び研修プログラムを受けている旨の証明を受けて申請しなければならない。

(研修の中断又は再開)

第6条 奨励金の交付の決定を受けた者は、研修プログラムを中断したときは、直ちに産科医確保臨床研修中断届（様式第2号）を知事に届け出なければならない。

2 交付決定を受けた者で研修プログラムを中断した者は、研修プログラムを再開したときは、直ちに産科医確保臨床研修再開届（様式第3号）を管理委員会の証明を受けて、知事に届け出なければならない。

(研修の辞退)

第7条 交付の決定を受けた者は、第3条に定める交付対象者に該当しなくなった場合には、直ちに産科医確保臨床研修辞退届（様式第4号）に管理委員会の証明を受けて知事に提出

しなければならない。

(研修報告)

第8条 交付の決定を受けた者は、当該決定のあった年度の研修プログラムを終了した日から1箇月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、産科医確保臨床研修報告書(様式第5号)に管理委員会の証明を受けて知事に報告しなければならない。

(奨励金の交付)

第9条 知事は、前条の研修報告書を受理した後、速やかに奨励金を交付するものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払することができる。

2 前項の規定により奨励金の交付を受けようとするときは、産科医確保臨床研修奨励金請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第10条 前条に定める奨励金の概算払を受けた者で研修プログラムを中断した者は、概算払の額が第4条第2項の規定により算出した交付額を超えるときは、その超える額を速やかに知事に返還しなければならない。

2 前条に定める奨励金の概算払を受けた者で研修プログラムを辞退した者は、概算払の額が第4条第3項の規定により算出した交付額を超えるときは、その超える額を、辞退した翌月に知事に返還しなければならない。

(奨励金の返還の免除)

第11条 第9条第1項の規定により奨励金の概算払を受けた者が死亡した場合又は事故等による後遺症により研修プログラムを受けられなくなった場合には、前条に定める奨励金の返還を免除する。

(奨励金の取り消し)

第12条 知事は、交付の決定を受けた者が次の各号に該当すると認めるときは、当該奨励金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に奨励金が交付されているときは、知事は当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関して必要な事項については、知事が定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された奨励金については、この要綱は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第2項については、平成26年4月1日から施行する。

別表（第4条第2項関係）

中 断 期 間	率
3箇月未満	100%
3箇月以上6箇月未満	75%
6箇月以上9箇月未満	50%
9箇月以上12箇月以下	0%